

## 日本赤十字九州国際看護大学における研究データ保存等に関する内規

### (目的)

第1条 この内規は、日本赤十字九州国際看護大学の「研究者の行動規範」に基づき、研究データの取り扱い（保存または開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この内規において「研究データ（資料）」とは、文書、量的・質的データ、画像等をいう。

2 この内規において「研究データ（もの）」とは、実験試料、標本（試料）や装置等をいう。

### (研究データに含まれる個人情報等の取り扱い)

第3条 保存する研究データに含まれる個人情報等、その取り扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものが含まれる場合は、それらに関する法的規制やガイドライン等に従うものとする。

### (研究データ等の記録・保存)

第4条 研究データ等は、研究者自身が責任をもって取り扱わなければならない。なお、転出や退職したのちも本内規で定める期間は本内規を遵守するものとする。

(1) 個人情報の取り扱い、研究データの保管等については、研究対象者に明示し同意を受けたうえで研究者が管理する。

(2) 不要な個人情報は保有せず、不要であることが明らかになった段階で研究データから取り除く。

(3) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データは、事後の検証ができるよう適正な形で保存する。

(4) 研究倫理教育責任者及び研究責任者は、研究者等に対し、研究倫理教育の一環として本内規等に基づく適切な研究データ等の保存・管理などについて、教育・指導に努めなければならない。

2 その他、保存等に関する事項は、「日本赤十字九州国際看護大学における研究データの保存・管理・破棄に関する手順書」に定める。

### (保存期間)

第5条 「研究データ（資料）」の保存期間は、研究計画書に記された研究終了日の年度末日から10年間とする。

2 「研究データ（もの）」の保存期間は、研究計画書に記された研究終了日の年度末日から

5年間とする。

- 3 法令等により保存期間があらかじめ規定されている研究データは、その保存期間に従う。ただし、当該保存期間が前号の期間より短い場合には、前号の保存期間とする。
  - (1) 研究分野により、前項の定める保存期間を超える保存期間の設定が必要な場合には、研究成果の発表時点で研究者が自ら期間を定めることができる。なお、その場合には、本学研究倫理審査委員会に届け出ることとする（別紙様式1）。
  - (2) 共同研究等外部から研究データを受領する場合には、取り決めや定められた期間とする。なお、その場合には、予め本学研究倫理審査委員会に届け出ることとする（別紙様式2）。
  - (3) 本内規に定める保存期間内に、合理的な理由なく故意に研究データを廃棄した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

（開示等）

第6条 研究者は、研究成果の発表について問い合わせがあった場合には、必要に応じ、研究データ等を開示し、科学的根拠をもって研究活動の適正性について説明しなければならない。なお、転出や退職したのちもこの責任を負う。

（転出・退職等の取り扱い）

第7条 後日必要となった場合に追跡可能となるよう、データ保存期間内の研究者の連絡先や研究データの所在等について、財務課研究倫理委員会事務担当に教示しておかなければならない。

（規程の改廃）

第8条 この内規の改廃は、経営会議の議を経て、学長が行う。

附則

- 1 この内規は、令和4年12月8日から施行する。
- 2 この内規の施行を以って、日本赤十字九州国際看護大学における研究データ保存等に関するガイドラインは廃止する。

ただし、内規の施行日前日までに、廃止前の日本赤十字九州国際看護大学における研究データ保存等に関するガイドラインにより、研究倫理審査を受審している研究については、廃止前のガイドラインの例による。